

別紙1①

(一般監督員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他（理由：） ●判断基準 評価値が90％以上…………a 評価値が80％以上90％未満…b 評価値が60％以上80％未満…c 評価値が60％未満…………d			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…………e
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他（理由：） ●判断基準 評価値が90％以上…………a 評価値が80％以上90％未満…b 評価値が60％以上80％未満…c 評価値が60％未満…………d			☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…………e
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が60％以上80％未満・・・c 評価値が60％未満・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…………e
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が60％以上80％未満・・・c 評価値が60％未満・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…………e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が60％以上80％未満・・・c 評価値が60％未満・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば・・・e
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90％以上・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が60％以上80％未満・・・c 評価値が60％未満・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば・・・e

別紙1④		(一般監督員)		考 査 項 目 別 運 用 表				
考 査 項 目		a		b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
		I. 出来形						
		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。						
		①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					上記に該当すれば…………d	上記に該当すれば…………e
工 種		a	b	c	d	e		
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記に該当すれば…………e		
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

別紙1⑤

(一般監督員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理している。☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 社内の管理基準に基づき管理している。☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が60%以上80%未満...c 評価値が60%未満.....d			上記に該当すれば.....d	上記に該当すれば.....e
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

別紙1⑥ (一般監督員)		考 査 項 目 別 運 用 表					
考 査 項 目		a		b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。		☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品 質		※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③品質とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。				上記に該当すれば…………d	上記に該当すれば…………e
工 種		a		b	c	d	e
機械設備工事		適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 上記に該当すれば…………e
※上記欄によらず、当該欄で評価		「評価対象項目」 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90%以上…………a 評価値が80%以上90%未満…b 評価値が60%以上80%未満…c 評価値が60%未満……………d					
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

別紙1⑧ (一般監督員)		考 査 項 目 別 運 用 表	
考 査 項 目	工 種	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICTを活用した工事（電子納品のみは除く）※本項目は1点の加点とする。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICTを活用した工事。※本項目は2点の加点 とする。 ※ICT 活用による加点は最大2点の加点とする ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。※本項目は1 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は2 点の加点とする。 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。	【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。 （落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2 点の加点とする。 ☐ 週休2 日の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ☐ その他 （理由： ） ☐ その他 （理由： ） ☐ その他 （理由： ） ☐ その他 （理由： ） ☐ その他 （理由： ） ☐ その他 （理由： ）
記述評価 【√マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評 点： _____ 点	＜創意工夫の詳細評価＞工夫の内容及び具体的内容を記載	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) 切土の土工量:20万m3以上、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、流路工の計画高水流量:500m3以上、砂防ダムの高さ:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16.その他(理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握するが生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18.その他() ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評点: 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 一般監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価にあたっては、一般監督員等の意見も参考に評価する。

別紙1⑫

(主任監督員・総括監督員)

考查項目別運用表

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																	
7. 法令遵守等	<table><tr><th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr><tr><td>☐1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－20点</td></tr><tr><td>☐2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－15点</td></tr><tr><td>☐3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－13点</td></tr><tr><td>☐4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－10点</td></tr><tr><td>☐5. 文書注意相当</td><td>－8点</td></tr><tr><td>☐6. 口頭注意相当</td><td>－5点</td></tr><tr><td>☐7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>－3点</td></tr><tr><td>☐8. その他（理由： </td></tr></table>	措 置 内 容	措置点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点	☐ 5. 文書注意相当	－8点	☐ 6. 口頭注意相当	－5点	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－3点	☐ 8. その他（理由：
措 置 内 容	措置点数																	
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点																	
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点																	
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点																	
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点																	
☐ 5. 文書注意相当	－8点																	
☐ 6. 口頭注意相当	－5点																	
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－3点																	
☐ 8. その他（理由： 																		

別紙1⑬	(工事検査員)	考 査 項 目 別 運 用 表				
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…………d	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…………e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ） ①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ ばらつき判断は(別紙4)参照					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e

別紙1⑮	(工事検査員)	考 査 項 目 別 運 用 表						
考 査 項 目	細 別・工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 機械設備工事 ※上記によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

考查項目別運用表

考 査 項 目	細 別・工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 電気設備工事 通信設備工事 受変電設工事 ※上記によらず、当該欄で 評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度出来形管理図及び出来形管理表に記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:)					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……a' 評価値が70%以上80%未満……b 評価値が60%以上70%未満……b' 評価値が50%以上60%未満……c 評価値が50%未満……………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

別紙1⑦

(工事検査員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4)参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 (理由:)					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																											
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="5">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>d</td><td>d</td></tr></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%以上60%未満	b'	c	c	c	50%未満	c	c	d	d
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																							
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	50%以上60%未満	b'	c	c	c																																						
	50%未満	c	c	d	d																																						
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																											

別紙1⑧

(工事検査員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4) 参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	50%以上60%未満	b'	c	c	c
	50%未満	c	c	d	d

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

	b	
--	---	--

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙1㊟

(工事検査員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事及び地すべり防水工事(集水井工事を含む)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞(関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験)※ばらつきの判断は(別紙4)参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 (理由:) 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ その他 (理由:)					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																											
●判断基準 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>d</td><td>d</td></tr></tbody></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%以上60%未満	b'	c	c	c	50%未満	c	c	d	d
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																							
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	50%以上60%未満	b'	c	c	c																																						
	50%未満	c	c	d	d																																						
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																											

	b	
--	---	--

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

	b	
--	---	--

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	50%以上60%未満	b'	c	c	c
	50%未満	c	c	d	d

	b	
--	---	--

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙1㊦

(工事検査員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4) 参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。☐ その他 (理由:)					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																											
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="5">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>d</td><td>d</td></tr></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%以上60%未満	b'	c	c	c	50%未満	c	c	d	d
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																							
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	50%以上60%未満	b'	c	c	c																																						
	50%未満	c	c	d	d																																						
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																											

	b	
--	---	--

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

	b	
--	---	--

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙1㊦

(工事検査員)

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び 出来ばえ	電線共同溝工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4) 参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。☐ その他 (理由:)					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e																																			
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																											
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="5">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>d</td><td>d</td></tr></table>											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%以上60%未満	b'	c	c	c	50%未満	c	c	d	d
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																							
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	50%以上60%未満	b'	c	c	c																																						
	50%未満	c	c	d	d																																						
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																											

考查項目別運用表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋 防止等)	「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ (理由:) ☐ (理由:) ☐ (理由:) ☐ (理由:)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e
II. 品質		●判断基準 該当項目が6項目以上……………a 該当項目が5項目……………a' 該当項目が4項目……………b 該当項目が3項目……………b' 該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。						

別紙1㉟

(工事検査員)

Ⅱ. 品質

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e
「評価対象項目」 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……a' 評価値が70%以上80%未満……b 評価値が60%以上70%未満……b' 評価値が50%以上60%未満……c 評価値が50%未満……………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

別紙1㉔

(工事検査員)

考 査 項 目		考 査 項 目 別 運 用 表						
工 種		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事 受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 電気 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) ●判断基準 評価値が90%以上・…………a 評価値が80%以上90%未満・……a' 評価値が70%以上80%未満……b 評価値が60%以上70%未満……b' 評価値が50%以上60%未満……c 評価値が50%未満…………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	下水道工事 (1/2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4) 参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 【開削工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。 ☐ 布設基面に不陸がなく、管接合部の床掘が適切に施工されている。 ☐ 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されている。 ☐ 管渠布設は、事前に丁張りを設置し、施工基面の高さをチェックしていることを確認できる。 ☐ 管渠布設は、安全かつ適切な方法で施工している状況が確認できる。 ☐ 管材料等の接合が、確実に施工されていることが確認できる。 ☐ 管布設において、出来形管理基準を満足していることが確認できる。 ☐ その他 （理由： ） 【推進工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。 ☐ 推進時の掘進による、周辺への影響が見られない。 ☐ 推進施工管理データ表により管理が行われている。 ☐ 裏込め材料が十分充填されていることが確認できる。 ☐ 推進工事技士が配置され、その資格者のもとで施工されていることが記録等で確認できる。 ☐ その他 （理由： ） 【管更生工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行なっている。 ☐ 事前処理により施工時には支障のないよう適切な処置を施している。 ☐ 硬化性樹脂材の硬化時の時間及び温度管理が適切に行なわれている。 ☐ 管材の裏込材の注入量の記録管理が適切に行なわれている。 ☐ 施工に求められる資格者を適正に配置し、作業の安全等がなされていたことが記録等で確認できる。 ☐ 水替え工において、下水道施設の維持管理内での施工により行われている。(施工計画に従い進められている。) ☐ 更生管本体から採取した供試体により所定の品質・規格を満足していることが確認できる。(自立管は曲げ試験、複合管は圧縮試験等) ☐ その他 （理由： ） 【マンホール設置工・樹設置工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ マンホールブロックは、躯体コンクリートと内面が一致し垂直に据付けられている。 ☐ 各マンホールブロックの接合部は、砂利、砂、ゴミ等を取除いて水密に仕上られているのが確認できる。 ☐ 樹の据付けは、垂直に、かつ、水密に仕上げられている。 ☐ インパートの高さ・勾配・寸法が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 先行管、取付管が適切に施工され、勾配が確保されていることが確認できる。 ☐ その他 （理由： ） 【マンホール改築工】 ☐ 劣化した腐食箇所を適切に取り除いていることが確認できる。 ☐ 孔内作業では安全(作業環境)を確認して施工されている。 ☐ 所定の数量が充填され空隙なく施工されている。 ☐ その他 （理由： ）					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	上水道工事 (1/2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断は(別紙4) 参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		「評価対象項目」 【開削工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。 ☐ 布設基面に不陸がなく、管接合部の床掘が適切に施工されている。 ☐ 碎石・砂材等の品質及び締固め状況が品質証明書・管理資料で確認できる。 ☐ 管布設は、安全かつ適切な方法で施工している状況が確認できる。 ☐ 管接合の入り込み量、ボルト締付トルクのチェックシート等が規定通り提出されている。 ☐ ポリエチレンスリーブ・ロケーティングワイヤーの施工方法が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 施工図(管割図)と竣工図が一致している。 ☐ 管布設において、受口部分にある管径・年号の記号を上に向けて据付けていることが確認できる。 ☐ その他 (理由:) 【推進工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 材料の保管状況が適切であり、材料に傷・汚れ・偏心等のないことが確認できる。 ☐ 推進時の掘進による、周辺への影響が見られない。 ☐ 推進施工管理データ表により管理が行われている。 ☐ 裏込め材料が十分充填されていることが確認できる。 ☐ 推進工事技士が配置され、その資格者のもとで施工されていることが記録等で確認できる。 ☐ その他 (理由:) 【弁室設置工(仕切弁・消火栓・排水栓・空気弁・止水栓)】 ☐ 日本水道協会等の品質規格証明書が整備されている。(承認材料以外について) ☐ 口金の深さが規格値以内(消火栓・排水栓)である。 ☐ 弁棒キャップの深さが規格値の範囲以内である。 ☐ スピンドルが垂直となるように取付けられ、なおかつ中心である。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている(埋戻材の充填も含む)。 ☐ 鉄蓋の据付と安全性、路面とのすり付けが適切である。 ☐ その他 (理由:) 【薬液注入工】 ☐ 使用材料(硬化材、助材含む)の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 使用材料(硬化材、助材含む)の入荷及び空袋で監督員の立会を行なっている。 ☐ 記録紙(チャート紙)は発注者が受印したものを使用している。 ☐ 削孔深さ、注入長の確認が出来ている。 ☐ 注入前に所定のゲルタイム内であることの確認が出来ている。 ☐ 注入量、圧力等が確認できるよう適切な施工を行なっている。 ☐ 観測孔及び水質等の管理が適切に行なわれている。 ☐ 注入において、路面や側溝等に吹き出しなく施工されている。 ☐ 注入効果の確認を行っている。 ☐ その他 (理由:) 【舗装工】 ☐ 路盤の品質規格が仕様書どおりであることが確認できる。 ☐ 路床・路盤の現場密度試験等を行なっている。 ☐ 仮復旧の路面状態が良好であり、維持管理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 舗設の温度管理が適正に行われている。 ☐ プライム・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 ☐ コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ その他 (理由:)					上記に該当すれば……d	上記に該当すれば……e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び 出来ばえ	上水道工事 (2/2)	「評価対象項目」 【コンクリート工】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が適切に行われている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ その他 (理由:) 【立坑工】 ☐ 試験成績表・品質証明書により使用材料が、設計図書に規定する品質規格を満足することが確認できる。 ☐ 立坑築造に伴う仮設部材の設置及び施工方法が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 立坑周辺の地盤に沈下等の影響を与えていないことが確認できる。 ☐ 立坑の残置を規定した場合について、規定した数量以上の残置を行っていないことが確認できる。 ☐ その他 (理由:) 【水管橋】 ☐ 材料の品質規格証明書等が整備され、設計図書の品質を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書で定められている品質管理試験が適切に実施され、記録が整備されている。 ☐ 鋼材の品質がミルシート等で確認できる。 ☐ 塗装(工場・現場)の塗料の品質、塗膜厚、湿度、温度管理資料が適切に整備されている。 ☐ 工場製作の加工精度資料が整備され、許容値内であることが確認できる。 ☐ 現場溶接の品質管理試験資料が適切に整備されている。 ☐ フランジ接合部等のボルトが適正なトルクで締め付けられていることが確認できる。 ☐ その他 (理由:)																																									
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																											
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="5">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>c</td><td>c</td><td>d</td><td>d</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%以上60%未満	b'	c	c	c	50%未満	c	c	d	d
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える																																							
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	50%以上60%未満	b'	c	c	c																																						
	50%未満	c	c	d	d																																						
Ⅱ. 品質																																											

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
Ⅲ. 出来ばえ	土工事 (盛土・築堤工事等)	「評価対象項目」 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	切土工事	「評価対象項目」 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	鋼橋工事	「評価対象項目」 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	地すべり防止工事	「評価対象項目」 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	舗装工事	「評価対象項目」 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	法面工事	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	「評価対象項目」 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート橋上部工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	塗装工事 (工場塗装を除く)	「評価対象項目」 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	植栽工事	「評価対象項目」 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	防護柵(網)工事	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	標識工事	「評価対象項目」 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	区画線工事	「評価対象項目」 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	機械設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d
	電気設備工事	「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	維持修繕工事	「評価対象項目」 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	電線共同溝工事	「評価対象項目」 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d
	通信設備工事 受変電設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	下水道工事	「評価対象項目」 ☐ 管の通りが良い。 ☐ 管の布設が掘削断面の中心である。 ☐ 管口等の接合部の仕上げが良い。 ☐ 勾配が的確である。 ☐ マンホール、柵等の目地仕上げが良い。 ☐ マンホールのインパートの仕上げが良い。 ☐ 路面復旧の状態が良く、マンホール、柵等へのすりつけが良い。 ☐ 施工管理記録等から、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上・・・a 該当7項目・・・・・・b 該当6項目・・・・・・c 該当5項目以下・・・・d
	水道管理設工事	「評価対象項目」 ☐ 管の通りが良い。 ☐ 管の布設が掘削断面の中心である。 ☐ 弁類等の付属設備が適切な場所に設置されている。 ☐ 弁室の下部壁が底板に対し中心又は均等に設置されている。 ☐ 路面復旧の状態が良く、鉄蓋類へのすりつけが良い。 ☐ 施工管理記録等から、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当5項目・・・・・・b 該当4項目・・・・・・c 該当3項目以下・・・・d
	水道管及び添架管	「評価対象項目」 ☐ 部材表面に傷、錆、補修箇所がなく、全体的な美観が良い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装にムラがない。 ☐ 施工管理記録等から、不可視部分(外装管を含む)の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 支持金具の取り付けや添架管の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d
	上記以外の工事 又は合併工事	「評価対象項目」 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ※ 該当工種から評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d